



つくばみらい市公告第 87 号

つくばみらい市産米の消費拡大に関する条例に関する公告について

つくばみらい市産米の消費拡大に関する条例第4条第2項の規定により公示する、第3条各号に規定する事項について、下記の令和5年度事業を実施するものとする。

令和 5 年 5 月 2 日

つくばみらい市長 小 田 川



記

(1) 消費拡大に関する事項

①お米買い取り事業

米コンテスト出品者のうち、一定の基準をクリアしたお米について、その品質に応じて支援金を上乗せして市が買い取りを行うことにより、生産者の所得向上等を図る。

②農業体験事業（水稻）

お米に興味関心を持ってもらうため、親子米作り体験を行うことで、農業の楽しさに触れる機会を提供する。

③米コンテスト

市内産米の PR やお米の消費拡大などを目的に実施する。

④みらい米フォトコンテスト

市の魅力の一つである「米」をテーマにした風景や行事などの写真を募集し、市内産米の PR などに活用する。

⑤みらい米おにぎりコンテスト

お米に興味と親しみを持ち、お米を中心とした食生活を推進する。

⑥ご飯を食べよう運動の推進

ポスターやチラシを用いて、日本の主食であるお米の消費拡大を図るため、毎日ご飯を食べよう運動など啓発活動を行う。

(2) 安定生産に関する事項

①スマート農業推進事業

生産技術の向上、コストの低減、高品質な農産物の栽培方法の確立のため、市内生産者の協力のもとスマート農機を活用した実証実験を行う。

②農産物ブランド化支援事業

本市水稲農業の持続的な発展を目的として、お米の付加価値を向上させ生産者の所得向上に繋げるため、お米のブランド化を推進する。

③水稲病虫害緊急対策補助金

水稲の安定生産及び品質の維持を図るため、病虫害対策の推進を行う生産者などに対して、補助金を交付する。

④水田農業構造改革対策助成金

水稲農業経営の安定を図るため、米の転作推進及び経営所得安定対策等の事業を推進するため、転作作物に応じた補助金を交付する。